令和７年４月１日以降着工分の事前相談に関する
お知らせ

日ごろから、当機構をご利用いただき誠にありがとうございます。

現在、令和７年４月１日の改正建築基準法の施行に向けて準備を進めているところです。

このたび、令和 7 年４月１日以降に着工する建築物の確認申請の事前相談を下記とおり開始することといたしましたのでお知らせします。

なお、電子申請（NICE システム）における改正法に対応した確認申請書等の新様式の対応については、３月２１日（金）を予定しています。

また、令和７年４月１日以降着工分から確認検査の業務範囲を木造建築物については、１棟の延べ面積を３００㎡以下に変更しますのでご注意ください。

今後ともよろしくお願いいたします。

記

○　新規の事前相談の受付開始日

・改正建築基準法第６条第１項第２号建築物　令和７年３月２１日（金）

・　　〃　　３号建築物　令和７年３月１７日（月）

なお、２号建築物の事前相談については、一定の審査期間を要すること、３号建築物については、審査の進捗具合により確認済証の交付が４月以降になることについて、あらかじめご了承ください。

また、申請手数料の新料金については、ホームページに掲載していますのでご確認ください。

令和７年３月１７日

（公財）佐賀県建設技術支援機構
建築確認事務所